

第22期第19回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年11月28日(木) 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料1

(2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

資料2

(3) 福岡県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

資料3

(4) 全国海区漁業調整委員会九州ブロック会議について(報告)

資料4

(5) その他

資料 1

(22-19 豊前漁調委)
(令和6年11月28日)

6水第1500号

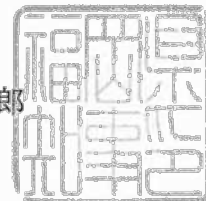
令和6年11月18日

豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【概要】

- 令和7年1月1日より、特定水産資源である「かたくちいわし瀬戸内海系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の改正後の漁業法に基づいた資源管理が始まるため、農林水産大臣が定める資源管理基本方針が改定される。（令和6年11月21日改定予定）これを受け上記2系群を福岡県資源管理方針別紙1-9および1-10に追加し、その具体的な管理方針を定めたい。
- 令和5年12月26日に追加した福岡県資源管理方針別紙1-7かたくちいわし対馬暖流系群について、国から指摘のあった部分を追記したい。
- また、令和6年3月に行われた国の資源管理基本方針改正では、別紙3に「ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」が追加された。これを受け当該資源を福岡県資源管理方針別紙2で規定するとともに、その他の現在別紙2に規定されている魚種を別紙3へ移行することとしたい。（下表参照）
- 上記について、福岡県資源管理方針の一部を改正することについて、法第14条第4項の規定に基づき豊前海区漁調委に諮問を行うもの。

表：資源管理基本方針（国）と資源管理方針（県）の別紙の定め方について

資源の種類	資源管理基本方針 （国）	現在 資源管理方針（県）	改正案（今回） 資源管理方針（県）
特定水産資源 （TAC魚種）	別紙2	別紙1	別紙1 まだい日本海西部・東シナ海系群、かたくちいわし瀬戸内海系群を追加
特定水産資源以外の水産資源（国の評価・ <u>資源管理の目標あり</u> ）	別紙3 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群	なし	別紙2 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群を追加
上記以外で県内の資源管理協定に規定されている資源	—	別紙2 まだい日本海西部・東シナ海系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、その他	別紙3 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群以外の魚種を移行

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

また、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす(かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 10)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まだい知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだい日本海西部・東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだい日本海西部・東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-1)

第 1 水産資源
ぶり

第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙 3-2)

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙 3-3)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量水準を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-4)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-5)

第 1 水産資源

こういか福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-6)

第 1 水産資源

あわび類福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-7)

第 1 水産資源

はまぐり福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-8)

第 1 水産資源

まだこ福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-9)

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-10)

第 1 水産資源

はも福岡県海域（豊前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-11)

第 1 水産資源

がざみ福岡県海域（有明海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

改正案	現行方針
<p data-bbox="268 344 576 412">福岡県資源管理方針 第1～第7（略）</p> <p data-bbox="268 456 788 524">第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p data-bbox="300 530 788 1046">特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p data-bbox="284 1090 692 1122">(別紙1-1)～(別紙1-6)（略）</p> <p data-bbox="284 1167 424 1198">(別紙1-7)</p> <p data-bbox="268 1205 489 1236">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="347 1243 788 1346">かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）</p> <p data-bbox="268 1352 788 1420">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="347 1426 788 1494">福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分</p> <p data-bbox="288 1500 711 1532">(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p data-bbox="323 1538 788 1606">当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="323 1612 427 1644">① 水域</p> <p data-bbox="359 1650 788 1718">②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域</p> <p data-bbox="316 1724 539 1756">② 対象とする漁業</p> <p data-bbox="339 1762 788 1906">福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</p> <p data-bbox="316 1912 512 1944">③ 漁獲可能期間</p>	<p data-bbox="810 344 1118 412">福岡県資源管理方針 第1～第7（略）</p> <p data-bbox="810 456 1331 524">第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p data-bbox="842 530 1331 898">特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p data-bbox="826 1090 1235 1122">(別紙1-1)～(別紙1-6)（略）</p> <p data-bbox="826 1167 967 1198">(別紙1-7)</p> <p data-bbox="810 1205 1032 1236">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="890 1243 1331 1346">かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）</p> <p data-bbox="810 1352 1331 1420">第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p data-bbox="890 1426 1294 1458">福岡県かたくちいわし知事管理区分</p> <p data-bbox="831 1500 1254 1532">(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p data-bbox="866 1538 1331 1606">当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="866 1612 970 1644">① 水域</p> <p data-bbox="901 1650 1331 1718">②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域</p> <p data-bbox="858 1724 1082 1756">② 対象とする漁業</p> <p data-bbox="882 1762 1331 1906">福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</p> <p data-bbox="858 1912 1054 1944">③ 漁獲可能期間</p>

<p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。 <u>また、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。</u></p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>(別紙1-8) (略)</p> <p>(別紙1-9)</p> <p>第1 特定水産資源 <u>かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分</u></p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 <u>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</u></p>	<p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>(別紙1-8) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>① 水域 <u>②の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域</u></p> <p>② 対象とする漁業 <u>福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</u></p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 <u>全量を福岡県かたくちいわし瀬戸内海系群知事管理区分に配分する。</u></p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</u></p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u></p> <p><u>(別紙1-10)</u></p> <p>第1 特定水産資源 <u>まだい日本海西部・東シナ海系群</u></p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>福岡県まだい知事管理区分</u></p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 <u>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>① 水域</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>②の対象とする漁業が、まだい日本海西部・東シナ海系群の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだい日本海西部・東シナ海系群を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102 隻とする。</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</p> <p>(別紙2-1)</p> <p>第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p><u>らによる当該協定の実施状況の定期的な 検証及び取組内容の改良を促進する。</u> また、当該協定に基づき、報告される情 報を活用して、資源評価が行えるように努 めることとする。</p> <p><u>第3 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>なし</u></p> <p>(廃棄)</p> <p><u>(別紙3-1)</u> 第1 水産資源 ぶり 第2 資源管理の方向性 MSY (最大持続生産量) ベースの資源 評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙 に資源管理の目標が定められるまでの間、 国が行う資源評価における現状の親魚量を 維持することを資源管理の方向性とする。</p>	<p><u>(別紙2-1)</u> 第1 水産資源 まだい日本海西部・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 MSY (最大持続生産量) ベースの資源 評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙 に資源管理の目標が定められるまでの間、 国が行う資源評価における現状の親魚量を 維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による 資源管理に関する事項</u> 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守 するとともに、当該水産資源の採捕をする 者による法第 124 条第 1 項の協定の締結 を促進し、認定した協定を公表するととも に、当該協定に参加している者自らによる 当該協定の実施状況の定期的な検証及び取 組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情 報を活用して、資源評価が行えるように努 めることとする。</p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>なし</u></p> <p><u>(別紙2-2)</u> 第1 水産資源 ぶり 第2 資源管理の方向性 MSY (最大持続生産量) ベースの資源 評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙 に資源管理の目標が定められるまでの間、 国が行う資源評価における現状の親魚量を 維持することを資源管理の方向性とする。</p>
---	--

<p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙3-2)</u></p> <p>第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙2-3)</u></p> <p>第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
--	--

<p>(廃棄)</p>	<p>(別紙2-4)</p> <p>第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
<p>(別紙3-3)</p> <p>第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量水準を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p>	<p>(別紙2-5)</p> <p>第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量水準を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p>

<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙3-4)</u></p> <p>第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙3-5)</u></p> <p>第1 水産資源 こういか福岡県海域（筑前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p>	<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙2-6)</u></p> <p>第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙2-7)</u></p> <p>第1 水産資源 こういか福岡県海域（筑前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p>
--	--

<p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
<p>(別紙3-6)</p> <p>第1 水産資源 あわび類福岡県海域(筑前海)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>(別紙2-8)</p> <p>第1 水産資源 あわび類福岡県海域(筑前海)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
<p>(別紙3-7)</p> <p>第1 水産資源 はまぐり福岡県海域(筑前海)</p>	<p>(別紙2-9)</p> <p>第1 水産資源 はまぐり福岡県海域(筑前海)</p>

<p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
<p>(別紙3-8)</p> <p>第1 水産資源 まだこ福岡県海域（筑前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p>	<p>(別紙2-10)</p> <p>第1 水産資源 まだこ福岡県海域（筑前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p>

<p style="text-align: center;">なし</p> <p><u>(別紙3-9)</u></p> <p>第1 水産資源 さわら瀬戸内海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙3-10)</u></p> <p>第1 水産資源 はも福岡県海域（豊前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる</p>	<p style="text-align: center;">なし</p> <p><u>(別紙2-11)</u></p> <p>第1 水産資源 さわら瀬戸内海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙2-12)</u></p> <p>第1 水産資源 はも福岡県海域（豊前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる</p>
--	---

<p>当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙3-11)</u></p> <p>第1 水産資源 がざみ福岡県海域（有明海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p> <p><u>(別紙2-13)</u></p> <p>第1 水産資源 がざみ福岡県海域（有明海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>
--	--

資料 2

(22-19 豊前漁調委)
(令和6年11月28日)

6水第1500号

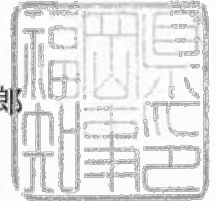
令和6年11月18日

豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき特定水産資源（かたくちいわし瀬戸内海系群）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

1 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
かたくちいわし 瀬戸内海系群	48,000 トン の内数	福岡県かたくちいわし 瀬戸内海系群知事管理 区分	48,000 トン の内数

福岡県知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.72%	835
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.08%	209
かたくちいわし対馬暖流系群	50,000 トンの内数	—	

うるめいわし対馬暖流系群	46,000 トンの内数	—	
かたくちいわし太平洋系群			
かたくちいわし瀬戸内海系群	48,000 トンの内数	—	
まだい日本海西部・東シナ海系群	5,900 トンの内数	—	

資料 3

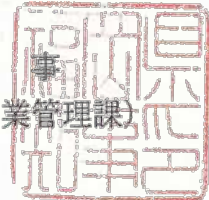
(22-19 豊前漁調委)
(令和6年11月28日)

6漁管第1262号

令和6年11月13日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第119条第8項及び水産資源保護法
第4条第7項(昭和26年法律第313号)の規定により、下記のことについ
て諮問します。

記

福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)の一部を次のとおり改正
する。(別紙案のとおり)



福岡県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

漁業管理課

第 1 改正理由

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条に 1 項を加える改正規定は令和 6 年 7 月 16 日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第 193 条第 3 号で規定されている。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

3 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第 57 条及び第 58 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第 2 改正内容

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第 50 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第 57 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 文言の適正化

規則第57条第57項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

第4 経過措置

第4のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第 号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十七条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第五十八条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）

改正案	現行
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘留若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反したとき</p> <p>三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十四条第三項又は第四十九条第一項の規定に基づく命令に違反したとき</p> <p>四 第四十五条第六項の規定に基づく岩礁破碎等の停止の命令に違反したとき</p> <p>2 略</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項（第四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十四条第三項又は第四十九条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>四 第四十五条第六項の規定に基づく岩礁破碎等の停止の命令に違反した者</p> <p>2 略</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項（第四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

改正案	現行
は、科料に処する。	

全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和6年10月29日(火)午後2時30分から午後5時まで
開催場所 博多サンヒルズホテル 2階「瑞雲A」 〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局
農林水産部林務水産課
- (3) 福岡県連合海区漁業調整委員会(会長, 事務局)、福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 開 会

司 会：事務局長 佐野 二郎

2 挨拶

- ① 主催者挨拶
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 川崎 和正 (佐賀県連合)
- ② 開催地挨拶 (地元海区)
福岡県連合海区漁業調整委員会 会長 半田 亮司
- ③ 来賓挨拶
水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義
- ④ 地元県挨拶
福岡県農林水産部漁業管理課長 秋本 恒基
- ⑤ 来賓紹介

3 議長選出

福岡県連合海区漁業調整委員会 会長 半田 亮司

4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

- ・佐賀県連合海区
- ・大分海区

5 議事

第1号議案 令和7年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：第18期前期（令和7年5月～令和9年5月）
全漁調連役員海区について

第3号議案 次期開催海区について

- ・大分海区

6 その他

7 閉会 16時20分

8 講演 16時30分

- ・「海区漁業調整委員会の権限と役割」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

〔情報交換会〕 18時頃から 20時まで

- ・2階 「瑞雲B」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 中村 克彦

令和7年度要望事項(各県提出議題)

要望事項		提案県	
I 海区漁業調整委員会制度	海区漁業調整委員会制度について	長崎	継続
	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について	熊本	継続
	海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上	大分	新規
II 沿岸漁場の秩序維持	違法操業の取締強化に向けた対応について	沖縄	継続
III 太平洋クロマグロの資源管理	クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について	佐賀	継続
	太平洋クロマグロの資源管理の推進について	長崎	継続
	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について	宮崎	継続
	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	鹿児島	継続
	太平洋クロマグロ(大型魚)の適正な資源管理について	沖縄	継続
IV 沿岸資源の適正な利用(沿岸漁業と沖合漁業の調整)	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡	継続
	沿岸漁業と沖合漁業(大臣許可漁業)との調整について	長崎	継続
	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導の強化について	熊本	継続
	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し拡大等について	鹿児島	継続
V 漁業法改正後の制度運用	新たな資源管理措置について	福岡	継続
	新たな資源管理の推進について	長崎	継続
	沿岸資源の適正な利用について	宮崎	継続
	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	鹿児島	継続

VI 外国漁船問題		
我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について	福岡	継続
日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	長崎	継続
日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について	長崎	継続
東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本	継続
日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	鹿児島	継続
日台漁業取決めの見直しについて	沖縄	継続
日中漁業協定の見直しについて	沖縄	継続
VII 海洋性レジャーとの調整		
ミニボートによる危険行為の防止について	佐賀	継続
ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について	熊本	継続
遊漁者への安全啓発活動の強化について	長崎	新規